

佐賀県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

次の表に掲げる要領の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
3 低入札調査基準価格の設定基準 低入札調査基準価格の設定基準は、予定価格に3分の2を乗じた額とする。	3 低入札調査基準価格の設定基準 低入札調査基準価格の設定基準は、予定価格に <u>10分の8</u> を乗じた額とする。